

議案第49号

湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例の一部改正について

湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例

湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年湯河原町条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条中「町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる」に、「町民」を「手続等に係る関係者」に、「を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資する」を「並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与する」に改める。

第2条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等（法第3条第2号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

第9条を第12条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、町の機関は、当該作成等」を「作成等のうち当該作成等」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第8条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして別に定めるもの 第4条から前条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第4条及び第5条の規定
- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第6条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の別に定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第5条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項中「より書面等により行うこととしている」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を別に定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等」を「処分通知等のうち当該処分通知等」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同項の次に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として別に定める場合には、別に定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「より書面等により行うこととしている」を「おいて書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、当該申請等」を「申請等のうち当該申請等」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用

その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同項の次に次の２項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって別に定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として別に定める場合には、別に定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第６項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第５項までにおいて同じ。)」とする。

第３条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

(基本原則)

第３条 町における情報通信技術を活用した行政の推進は、法第２条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手続等並びにこれに関連する町の機関の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- (2) 民間事業者その他の者から町の機関に提供された情報については、町の機関が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等(これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。)について、町の機関及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<u>湯河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。	<u>湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等（法第3条第2号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。</u> (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。	

現 行	改 正 後	備 考
(4) (略) (10) (略)	(5) (略) (11) (略) (基本原則) 第3条 町における情報通信技術を活用した行政の推進は、法第2条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 (1) 手続等並びにこれに関連する町の機関の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。 (2) 民間事業者その他の者から町の機関に提供された情報については、町の機関が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。 (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等(これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。)について、町の機関及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うこ	

現 行	改 正 後	備 考
(電子情報処理組織による申請等) <u>第3条</u> 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 2 <u>前項の規定</u>により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。 3 第1項の規定により行われた申請等は、<u>同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したもの</u>とみなす。 4 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等</u>をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかか	<u>とができるようにすること。</u> (電子情報処理組織による申請等) <u>第4条</u> 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）<u>を使用する方法により行うことができる。</u> 2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等</u>については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定</u>を適用する。 3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等</u>は、<u>当該申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したもの</u>とみなす。 4 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等</u>をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行	

現 行	改 正 後	備 考
わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。	う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)</u>の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって代えることができる。 5 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって別に定めるものをもってすることができる。</u> 6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として別に定める場合には、別に定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるの</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(電子情報処理組織による処分通知等) <u>第4条</u> 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を<u>使用して</u>行うことができる。 2 <u>前項の規定</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。 3 第1項の<u>規定</u>により行われた処分通知等は、<u>同項の</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ	は、「<u>行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)</u>」とする。 (電子情報処理組織による処分通知等) <u>第5条</u> 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を<u>使用する</u>方法により行うことができる。<u>ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を別に定める方式による表示をする場合に限る。</u> 2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に<u>規定する方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該処分通知等に関する</u>条例等の規定を適用する。 3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等は、<u>当該処分通知等</u>を受ける者の使用に係る電子計算	

現 行	改 正 後	備 考
の記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。 4 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u> (電磁的記録による縦覧等) <u>第5条</u> 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例	機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。 4 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって代えることができる。</u> 5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として別に定める場合には、別に定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。</u> (電磁的記録による縦覧等) <u>第6条</u> 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例	

現 行	改 正 後	備 考
等の<u>規定により書面等により行うこととしているもの</u>(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、<u>書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等</u>を行うことができる。 2 前項の<u>規定により行われた縦覧等</u>については、当該縦覧等を<u>書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして</u>、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。 (電磁的記録による作成等) <u>第6条</u> 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の<u>規定により書面等により行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、<u>書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等</u>を行うことができる。 2 前項の<u>規定により行われた作成等</u>については、当該作成等を<u>書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして</u>、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。 3 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他</u>	等の<u>規定において書面等により行うことが規定されているもの</u>(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類<u>により行うことができる。</u> 2 前項の<u>電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等</u>については、当該縦覧等に関する<u>他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u> (電磁的記録による作成等) <u>第7条</u> 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の<u>規定において書面等により行うことが規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録<u>により行うことができる。</u> 2 前項の<u>電磁的記録により行われた作成等</u>については、当該作成等に関する<u>他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 <u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において</u>	

現 行	改 正 後	備 考
の条例等の規定により署名等をする<u>こととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって<u>当該署名等に代えることができる。</u>	署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって代えることができる。 <u>(適用除外)</u> <u>第8条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。</u> <u>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして別に定めるもの 第4条から前条までの規定</u> <u>(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第4条及び第5条の規定</u> <u>(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(手続等に係る情報システムの整備等) 第7条 (略) (手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表) 第8条 町長は、少なくとも毎年度1回、<u>町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に</u>	<u>報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第6条及び前条の規定</u> <u>(添付書面等の省略)</u> 第9条 申請等をする者に係る<u>住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の別に定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u> (手続等に係る情報システムの整備等) 第10条 (略) (情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表) 第11条 町長は、少なくとも毎年度1回、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に</u>	

現 行	改 正 後	備 考
関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任) <u>第9条</u> (略)	関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任) <u>第12条</u> (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	